

(別添一)

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表			別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表		
事業の種類 の分類	事 業 の 種 類	労 災 保 険 率	事業の種類 の分類	事 業 の 種 類	労 災 保 険 率
林 業	林業	<u>1000分の 60</u>	林 業	林業	<u>1000分の 59</u>
漁 業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類 養殖業を除く。)	<u>1000分の 41</u>	漁 業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類 養殖業を除く。)	<u>1000分の 52</u>
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の 40		定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の 40
鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業 又はドロマイト鉱業を除く。) 又は 石炭鉱業	1000分の 87	鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業 又はドロマイト鉱業を除く。) 又は 石炭鉱業	1000分の 87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 46</u>		石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 53</u>
	原油又は天然ガス鉱業	<u>1000分の6.5</u>		原油又は天然ガス鉱業	<u>1000分の 7</u>

	採石業	<u>1000分の 70</u>
	その他の鉱業	<u>1000分の 28</u>
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	<u>1000分の118</u>
	道路新設事業	<u>1000分の 21</u>
	舗装工事業	<u>1000分の 14</u>
	鉄道又は軌道新設事業	<u>1000分の 23</u>
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	<u>1000分の 15</u>
	既設建築物設備工事業	1000分の 14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	<u>1000分の 14</u>
	その他の建設事業	<u>1000分の 21</u>
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	<u>1000分の7.5</u>

	採石業	<u>1000分の 69</u>
	その他の鉱業	<u>1000分の 32</u>
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	<u>1000分の129</u>
	道路新設事業	<u>1000分の 29</u>
	舗装工事業	<u>1000分の 17</u>
	鉄道又は軌道新設事業	<u>1000分の 30</u>
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	<u>1000分の 17</u>
	既設建築物設備工事業	1000分の 14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	<u>1000分の 16</u>
	その他の建設事業	<u>1000分の 23</u>
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	<u>1000分の 7</u>

たばこ等製造業	<u>1000分の6.5</u>
繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5
木材又は木製品製造業	<u>1000分の 18</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の7.5</u>
印刷又は製本業	1000分の 5
化学工業	<u>1000分の6.5</u>
ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
コンクリート製造業	<u>1000分の 14</u>
陶磁器製品製造業	1000分の 17
その他の窯業又は土石製品製造業	<u>1000分の 26</u>
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	<u>1000分の7.5</u>
非鉄金属精錬業	<u>1000分の7.5</u>

たばこ等製造業	<u>1000分の5.5</u>
繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5
木材又は木製品製造業	<u>1000分の 21</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の8.5</u>
印刷又は製本業	1000分の 5
化学工業	<u>1000分の 6</u>
ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
コンクリート製造業	<u>1000分の 15</u>
陶磁器製品製造業	1000分の 17
その他の窯業又は土石製品製造業	<u>1000分の 25</u>
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	<u>1000分の 7</u>
非鉄金属精錬業	<u>1000分の 8</u>

金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	<u>1000分の8.5</u>
鋳物業	1000分の 18
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の 14
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	<u>1000分の 9</u>
めつき業	1000分の8.5
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 7
電気機械器具製造業	<u>1000分の4.5</u>
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	<u>1000分の 6</u>
船舶製造又は修理業	1000分の 22

金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	<u>1000分の 10</u>
鋳物業	1000分の 18
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の 14
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	<u>1000分の 10</u>
めつき業	1000分の8.5
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 7
電気機械器具製造業	<u>1000分の 5</u>
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	<u>1000分の5.5</u>
船舶製造又は修理業	1000分の 22

	計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)	<u>1000分の4.5</u>
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5
	その他の製造業	1000分の 8
運 輸 業	交通運輸事業	<u>1000分の5.5</u>
	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の 13
	港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	<u>1000分の 13</u>
	港湾荷役業	<u>1000分の 23</u>
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	<u>1000分の4.5</u>
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	<u>1000分の 12</u>

	計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)	<u>1000分の 5</u>
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5
	その他の製造業	1000分の 8
運 輸 業	交通運輸事業	<u>1000分の 5</u>
	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の 13
	港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	<u>1000分の 17</u>
	港湾荷役業	<u>1000分の 31</u>
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	<u>1000分の 5</u>
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	<u>1000分の 11</u>

清掃、火葬又はと畜の事業	<u>1000分の 13</u>
ビルメンテナンス業	<u>1000分の6.5</u>
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	<u>1000分の 7</u>
通信業、放送業、新聞業又は出版業	<u>1000分の4.5</u>
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	<u>1000分の 5</u>
金融業、保険業又は不動産業	<u>1000分の4.5</u>
その他の各種事業	<u>1000分の4.5</u>

清掃、火葬又はと畜の事業	<u>1000分の 12</u>
ビルメンテナンス業	<u>1000分の 6</u>
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	<u>1000分の 6</u>
その他の各種事業	<u>1000分の 5</u>